

第4号議案

計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況とその扱いについて

(案)

送配電等業務指針第23条第1項第2号アからエ及びカの要件に基づき、要件適否の状況を取りまとめた。

別紙1の通り要件に適合した連系線はあるものの、既に計画策定プロセスが開始されている等の理由から本機関の発議により新たに計画策定プロセスを開始しないこととする。

また、本適合状況については別紙2により、当機関 HP にて公表する。

以 上

別紙： 1 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況とその扱いについて
2 公表資料(案)

計画策定プロセスの検討開始の要件適否の状況とその扱いについて

平成27年4月28日
電力広域的運営推進機関

1

計画策定プロセスの検討開始の要件適否の状況とその扱いについて

【資料概要】

1. 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件とは

- ①業務規程及び送配電等業務指針での取り扱いについて
- ②地域間連系線に係る要件について

2. 要件適否の状況について

- ①地域間連系線について
- ②地内基幹送電線について
- ③電気供給事業者の増強ニーズについて

2

1. 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件とは
 ①業務規程及び送配電等業務指針での取り扱いについて

計画策定プロセス検討開始要件のうち、広域機関発議による広域的取引の環境整備に関する検討開始の要件とは以下の通りとなります。

業務規程	<p>「計画策定プロセス」は、以下により開始することとなっています。(業務規程第31条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 広域機関による発議 二 電気供給事業者による提起 三 国の審議会等からの要請 <p>「広域機関による発議」は、以下の観点から、送配電等業務指針で定める検討開始要件により判断いたします。(業務規程第31条第1項第一号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安定供給 : 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点 イ 広域的取引の環境整備 : 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点
送配電等業務指針	<p>広域的取引の環境整備に関する検討開始要件は以下のとおりです。(送配電等業務指針第23条第1項第2号)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>ア 連系線の利用実績</p> <p>イ 連系線の年間計画</p> <p>ウ 連系線の長期計画</p> <p>エ 市場取引状況</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">} 地域間連系線に係る 広域的取引</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績</p> <p>カ 電気供給事業者の増強ニーズ</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">} 要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表することとなっております。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>四半期に1回</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">← 本資料によるご報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>年1回</p> </div> </div> <p>キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス</p> <p>ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合</p>

1. 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件とは
 ②地域間連系線に係る要件について

地域間連系線に係る広域的取引の環境整備に関する検討開始要件(前頁ア～エ)の適合要件は下表のとおりです。

(送配電等業務指針第23条第1項第2号ア～エ)

検討項目	適合要件
ア 連系線の利用実績	連系線の利用実績において、過去1年間(対象期間:2014年度)に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。 ^{※1}
イ 連系線の年間計画	連系線の年間計画(対象期間:2015年6月～2017年3月)において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合。 ^{※1}
ウ 連系線の長期計画	連系線の長期計画(対象期間:2017～2024年度)において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合。 ^{※1}
エ 市場取引状況	JEPXが運営するスポット取引において、過去1年間(対象期間:2014年度)に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。 ^{※2}

※1 他の連系線を迂回することができる場合は、迂回ルート の状況も含め総合的に分析する。

※2 「市場分断処理」とは、日本卸電力取引所(JEPX)がスポット取引において約定処理を行った結果、スポット取引の連系線利用計画値が連系線の空容量を超過する場合、託送(送電)可能量を制約条件としてエリアごとに再度約定処理を行うこと。

2. 要件適否の状況について

①地域間連系線について

- 2014年度地域間連系線の利用実績、2015～2024年度地域間連系線の利用計画と、2014年度日本卸電力取引所スポット取引の約定結果から、前述の検討開始要件に適合した連系線は下表のとおりです。
 <詳細は別紙2をご確認ください>
- 前項の通り要件に適合した連系線はありますが、以下の理由から本機関の発議により新たに計画策定プロセスを開始致しません。
 - ①設備の増強予定がある。
 - ②計画策定プロセスが別途開始されている。
 - ③迂回ルートで送電が可能である。

要件に適合した連系線	適合した検討開始要件				対応状況
	ア連系線の 利用実績	イ連系線の 年間計画	ウ連系線の 長期計画	エ市場取引 状況	
北海道本州間連系設備	○		○		①設備増強予定(平成31年目途)
東北東京間連系設備		○	○		②計画策定プロセス開始済
東京中部間連系設備		○	○		①設備増強予定(平成32年目途)
中部北陸間連系設備			○		③迂回ルート(北陸関西間連系設備)で送電が可能
関西四国間連系設備	○		○		③迂回ルート(中国四国間連系設備)で送電が可能

2. 要件適否の状況について

②地内基幹送電線について

地内基幹送電線の制約による出力制限が恒常的に行われている事象が発生しているかを確認する。
 (送配電等業務指針 第23条第1項二号 オ)

⇒ 平成26年度実績データ収集方法、分析を検討中であり、データを収集した上で報告時期は別途検討予定です。

2. 要件適否の状況について

③電気供給事業者の増強ニーズについて

過去の計画策定プロセスで実現しなかった事業者の増強ニーズなど潜在的なニーズを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。
 (送配電等業務指針 第23条第1項二号 カ)

⇒ 過去に計画策定プロセスは行われていないので、現段階では対象外ですが、今後計画策定プロセスが行われた実績が出る場合に、本指標の整理が必要となる見込みです。

計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

ア. 地域間連系線の利用実績

対象設備	2014年度		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系設備	0%	39%	○
東北東京間連系設備	0%	0%	
東京中部間連系設備	17%	20%	
中部関西間連系設備	3%	0%	
北陸関西間連系設備	0%	0%	
関西中国間連系設備	0%	0%	
中国四国間連系設備	0%	0%	
中国九州間連系設備	0%	0%	
中部北陸間連系設備	6%	4%	
関西四国間連系設備	0%	22%	○
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系設備迂回	0%	0%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系設備迂回	0%	0%	

イ. 地域間連系線の年間計画

対象設備	2015/6~2017/3		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系設備	0%	0%	
東北東京間連系設備	34%	0%	○
東京中部間連系設備	0%	49%	○
中部関西間連系設備	1%	1%	
北陸関西間連系設備	0%	0%	
関西中国間連系設備	0%	0%	
中国四国間連系設備	0%	0%	
中国九州間連系設備	0%	7%	
中部北陸間連系設備	7%	7%	
関西四国間連系設備	0%	0%	
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系設備迂回	0%	0%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系設備迂回	0%	0%	

判定 ○ :運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が、過去1年間で20%以上となった場合

ウ. 地域間連系線の長期計画

対象設備	時間帯	方向	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	判定
北海道本州間連系設備	ピーク	順方向	13%	13%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	○
		逆方向	4%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	○
東北東京間連系設備	ピーク	順方向	12%	14%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	○
		逆方向	576%	565%	648%	641%	777%	769%	769%	769%	
東京中部間連系設備	ピーク	順方向	63%	63%	63%	63%	36%	33%	33%	33%	
		逆方向	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	○
中部関西間連系設備	ピーク	順方向	138%	136%	136%	161%	161%	157%	157%	157%	
		逆方向	50%	51%	51%	39%	39%	41%	41%	41%	
北陸関西間連系設備	ピーク	順方向	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		逆方向	92%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	
関西中国間連系設備	ピーク	順方向	128%	128%	120%	120%	120%	120%	120%	120%	
		逆方向	35%	33%	38%	35%	35%	35%	35%	35%	
中国四国間連系設備	ピーク	順方向	29%	27%	27%	27%	27%	27%	27%	27%	
		逆方向	93%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	
中国九州間連系設備	ピーク	順方向	858%	859%	859%	859%	859%	859%	859%	859%	
		逆方向	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	
中部北陸間連系設備	ピーク	順方向	188%	192%	192%	192%	192%	192%	192%	192%	
		逆方向	12%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	○
関西四国間連系設備	ピーク	順方向	14%	14%	14%	14%	14%	14%	14%	14%	
		逆方向	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	○
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系設備迂回	ピーク	順方向	58%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
		逆方向	84%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系設備迂回	ピーク	順方向	21%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	
		逆方向	46%	47%	47%	47%	47%	47%	47%	47%	

判定 ○ :運用容量に対する空容量が10%以下となった場合
○ :運用容量に対する空容量が10%以下の年が3年以上となった場合

エ. 市場取引状況
市場分断処理の割合

判定	北海道・東北		東北・東京		東京・中部		中部・北陸		中部・関西		北陸・関西		関西・中国		関西・四国		中国・四国		中国・九州	
	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆		
	1.1%	3.5%	0.0%	0.0%	13.8%	15.1%	1.4%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

判定 ○ :市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合

平成27年4月28日
電力広域的運営推進機関

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の状況とその扱いについて

送配電等業務指針第23条第1項第2号アからエ及びカの要件に基づき、要件適否の状況を取りまとめた結果を公表いたします。

記

- ・ 公表対象要件
送配電等業務指針第23条第1項第2号アからエ及びカの要件
- ・ 検討開始要件適否とその扱い
別紙1の通り要件に適合した連系線はあるものの、既に計画策定プロセスが開始されている等の理由から本機関の発議により新たに計画策定プロセスを開始しないこととする。

詳細は別紙をご確認ください。

- 別紙
- 1 計画策定プロセスの検討開始の要件適否の状況とその扱いについて
 - 2 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

以上